6	3から5までに掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験	十一万五千円
7	1から6までに掲げる試験以外の試験	二十六万千五百円

中欄1、中欄2及び中欄6に掲げるいずれもの試験を行う必要がない型式にあっては、三十万四千六百円とする。

中欄1、中欄2及び中欄7に掲げるいずれもの試験を行う必要がない型式にあっては、二十九万六千三百円とする。

(2)	(1)に掲げるもの以外のもの	1　耐久性能に係る試験	十二万四千二百円
		2　1に掲げる試験以外の試験	十八万六千九百円
四	［略］	［略］	［略］

備考　表中の［　］は注記である。

4	2及び3に掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験		九万七千四百円
5	1から4までに掲げる試験以外の試験		二十五万五千三百円

［新設］

中欄1及び中欄5に掲げる試験を行う必要がない型式にあっては、二十六万五千七百円とする。

(2)	(1)に掲げるもの以外のもの	1　耐久性能に係る試験	十二万二千四百円
		2　1に掲げる試験以外の試験	二十万七千円
四	［略］	［略］	［略］

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○経済産業省令第二十五号

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）第百三条第三項、行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項及び電力・ガス取引監視等委員会令（平成二十七年政令第三百九号）第三条第三項の規定に基づき、並びに経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）、経済産業省組織令、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）及び電力・ガス取引監視等委員会令を実施するため、経済産業省組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

経済産業大臣　齋藤　健

経済産業省組織規則等の一部を改正する省令

（経済産業省組織規則の一部改正）

第一条　経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（環境管理推進室）	（環境管理推進室及び国際資源循環管理官）
第二十六条　資源循環経済課に、環境管理推進室を置く。	**第二十六条**　資源循環経済課に、環境管理推進室及び国際資源循環管理官一人を置く。
2・3　［略］	2・3　［略］
［削る］	4　国際資源循環管理官は、命を受けて、資源循環経済課の所掌事務に係る国際関係事務に関することのうち特定事項を処理する。
（国際サイバーセキュリティ企画官及びサイバーセキュリティ制度企画官）	（国際サイバーセキュリティ企画官）
第三十二条の二　サイバーセキュリティ課に、国際サイバーセキュリティ企画官一人及びサイバーセキュリティ制度企画官一人を置く。	**第三十二条の二**　サイバーセキュリティ課に、国際サイバーセキュリティ企画官一人を置く。
2　［略］	2　［略］
3　サイバーセキュリティ制度企画官は、命を受けて、サイバーセキュリティ課の所掌事務のうちサイバーセキュリティに関する制度に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務に参画する。	［新設］